3　令和五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和四年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・六二
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・五六
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・二九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二〇・三七
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一九・二一
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・五四
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・二七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一七・一六
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一六・一五
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一三・〇〇
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・七二
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・五八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・六八
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・七八
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	七・九一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	七・〇〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	六・一二

3　令和四年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和三年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和三年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・二九
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・二七
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・〇二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二〇・一〇
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一八・九六
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・三〇
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・〇四
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一六・九四
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一五・九四
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・二六
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一二・八三
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・五六
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・四四
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・五五
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・六七
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	七・八〇
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	六・九一
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	六・〇四